

❽ 組織運営の方針5：政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効果的・効率的な行政運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 政策評価の着実な実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」（平成20年3月策定、21年3月一部改訂、22年6月一部改訂）等に基づき、政策評価を着実に実施します。

(2) 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

財務省としては、行政刷新を一段と強化・徹底するとの政府の方針の下、財務省改革プロジェクトチームがとりまとめた「財務省が変わるための50の提言」等を踏まえつつ、施策の推進に努めます。

また、独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しや規制・制度改革については、政府全体の方針を踏まえ、財務省としても積極的に取り組んでいきます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

なお、本方針は以下の内閣の基本的な方針とも一致するものであり、重点的に推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

予算編成等の在り方の改革について（平成21年10月23日閣議決定）

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）

行政改革実行本部の設置について（平成24年1月31日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 組5-8：随意契約の見直し

施 策 組5-9：行政改革の推進

4. 平成23年度の事務運営の報告

(1) 政策評価の着実な実施

施 策 組5-1：「平成22年度政策評価書」等の作成・公表

[平成23年度実施計画]

「政策評価に関する基本計画」及び「平成22年度政策評価実施計画」に基づき政策評価を実施し、平成23年6月末を目途に「平成22年度政策評価書」を、また、同年8月末を目途に「平成23年度租税特別措置等に係る政策の評価書」を作成・公表します。

作成・公表に当たっては、政策評価がP D C Aサイクルの中で、より活用される仕組みとなるよう努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

[事務運営の報告]

「政策評価に関する基本計画」及び「平成22年度政策評価実施計画」に従って政策評価を実施し、「平成22年度政策評価書」を平成23年6月28日に作成・公表しました。

また、「政策評価に関する基本計画」に従って国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策の評価を実施し、「平成23年度租税特別措置等に係る政策の評価書」（1件）を平成23年10月14日に作成・公表しました。

施 策 組5-2：「平成24年度政策評価実施計画」の策定・公表

[平成23年度実施計画]

「政策評価に関する基本計画」に基づき「平成24年度政策評価実施計画」を平成24年3月末までに策定・公表します。策定・公表に当たっては、引き続き業績指標の増設により達成しようとする水準の数値化等を図り、評価の客観性の向上に努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

[事務運営の報告]

「政策評価に関する基本計画」に基づき、「平成24年度政策評価実施計画」を策定・公表しました（平成24年3月30日策定、同年4月18日公表）。同実施計画の主な特徴は以下の通りです。

- ①「財務大臣財政演説」、「社会保障・税一体改革大綱」、「日本再生の基本戦略」等を踏まえた総合目標等の見直し
- ②政策効果の定量的把握の向上（業績指標の増設、見直し）
- ③東日本大震災の対応について、実施計画「前文」に記載

なお、同実施計画の要旨について、一覧性に配意したうえで内容の充実を図るため、様式の変更を行いました。

また、「平成23年度政策評価実施計画」については、平成23年12月に「国家公務員宿舎の削減の在り方についての検討会」においてとりまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」を踏まえ、変更を行いました。

これらの政策評価書や政策評価実施計画などの財務省の政策評価に関する情報は、財務省ホームページの政策評価の欄に掲載しています。

○参考指標 組5-1：政策評価に関するホームページへのアクセス件数 (単位：件)

	20年度	21年度	22年度	23年度
アクセス件数	28,579	27,098	24,817	29,895

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

(注) 財務省ホームページの政策評価トップページ

(http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/index.htm)へのアクセス件数。

施 策 組5-3：学識経験者等の知見の活用

[平成23年度実施計画]

毎年度の実施計画の策定及び評価書の作成等に当たっては、省内のみの議論ではなく、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（事務次官主催、座長：西室泰三 株式会社東芝相談役）等の意見を取り入れることにしています。

平成23年度も適時、同懇談会を開催し、委員の御意見等を財務省の政策評価や事務の改善に積極的に取り入れていきます。また、必要に応じ、外部研究機関等の活用にも努めます。

[事務運営の報告]

平成23年度においては、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」を3回開催し、「平成22年度政策評価書」、「平成23事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」、「平成22事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」、「平成24年度政策評価実施計画」等について、同懇談会メンバーから御意見をいただき、その反映に努めました。

同懇談会のメンバー、議事録等については、財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/index.html) で公表しています。

施 策 組 5-4 : 各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

[平成23年度実施計画]

各部局が行う評価の支援、助言及び指導を行うほか、評価に関する調査、評価結果等に対応する国民の意見の集約などに取り組みます。

また、政策評価各府省連絡会議への出席等により、政策評価における政府全体の取組などに貢献していきます。

[事務運営の報告]

平成23年度においては、「政策評価担当者会議」を2回開催（平成23年4月、平成24年1月）すること等を通じて、各部局が行う評価の支援等を行いました。

また、総務省が開催する「政策評価各府省担当官会議」への出席等を通じて政策評価における政府全体の取組などの議論に参画しました。

施 策 組5-5 : (財務省予算の) 政策評価と予算の連携強化

[平成23年度実施計画]

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位を対応させ、整理しています。

平成23年度においては、引き続き予算要求等への反映に資する評価の実施に努めるほか、平成24年度予算要求に当たっては、予算要求部局（各局課）、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が相互に連携した上で、政策評価結果の予算要求への確実な反映に努めます。

[事務運営の報告]

平成23年度においては、政策評価結果の予算要求等への反映に資する観点から、平成24年度予算要求に当たり、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が予算要求部局（各局課）から合同でヒアリングを実施するなど、引き続き相互に連携を図りました。

(2) 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

施 策 組5-6 : 効果的・効率的な組織・定員管理

[平成23年度実施計画]

財務省としては、これまでにも、計画的な定員削減に取り組んできたところですが、「平成23

「年度の定員要求について」（平成22年8月総務大臣要請）等に基づき、平成23年度に1,353人を合理化することとしており、情報通信技術の活用等により事務・事業の見直しを行うことで、その着実な実施を図っていくこととしています。

今後とも、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るために、新たな行政需要の変化に対応したメリハリある定員配置の実現に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

平成23年度においては、平成21年7月に閣議決定された「平成22年度以降の定員管理について」における合理化目標に加え、業務見直し等の合理化を実施することにより、1,353人の定員合理化を実施した一方、必要な要員数については、新規増員により措置したほか、既存人員の振替、業務運営の効率化などにより確保することで、要員配置の重点化・効率化を図り、効果的・効率的な組織・定員管理を行うことができました。

また、平成24年度の定員については、政府として東日本大震災からの復旧・復興等の事業の実施に万全を期すため、これに対応する定員が優先的に措置された一方、それ以外の増員については昨年以上に厳しく抑制を図ることとされました。そうした中、財務省においては、「平成24年度の定員要求に係る作業について」（平成23年8月総務大臣通知）等に基づき、1,344人の定員合理化を行う一方、税関における治安対策の充実強化や国税庁における調査・徴収体制の充実強化など必要性及び緊急性が認められる重要な課題に対処するための要員1,244人（うち、東日本大震災対応12人）を措置することなどにより、平成24年度末定員は、71,505人と対前年比△104人となりました。

施 策 組5-7：必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行

[平成23年度実施計画]

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、「予算編成等の在り方の改革について」に基づき平成22年2月に設置した「財務省予算監視・効率化チーム」において、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上並びに財務省の事業の実態把握、当該実態の国民への積極開示及び納税者視点での検証のため、平成23年度においても、引き続き、「財務省予算執行計画」を策定しており、同計画の取組を計画的かつ着実に実施するとともに、その際得られた結果を適切に予算要求へ反映していきます。

なお、予算執行に当たっては、財務本省においては、経理担当者会議を少なくとも四半期に1回以上開催し、経費削減等に関する周知徹底等に努め、また、財務省本庁舎における財務本省と国税庁や、地方支分部局における合同庁舎のように同一敷地内に所在する複数の調達機関が、コピー用紙や文房具などの同一品目の物品の調達を行う場合については、可能な限り取りまとめを行い、一括して調達を実施する等、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保を図る一方で、既定経費の節減合理化による見直し及び予算執行実績の反映等に努めました。

平成24年度財務省所管の一般会計予算における行政経費の額は、前年度と比べて38

億円減の1兆83億円となりましたが、これは、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」（平成23年9月閣議決定）に資するため、既定予算を厳しく見直した結果によるものです。

○参考指標 組5-2：財務省所管の一般会計予算額の推移（行政経費分）（単位：億円）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
行政経費	10,263	10,132	10,134	10,122	10,084

(出所) 大臣官房会計課調

(注1) 行政経費とは、本省、財務局、税関及び国税庁の一般行政事務に必要な人件費及び事務費の合計である。

(注2) 各年度の計数は、当初予算額（単位未満四捨五入）である。

一方、経費の効果的・効率的執行に当たっては、平成23年度についても、公共調達の効率化等に取り組むことで、一層の経費の削減に努めました。一例として、合同庁舎又は同一敷地内等に所在する複数の調達機関における庁舎の維持管理に係る各種の役務契約、物品等の調達契約について、管理官署等への集約化又は連名契約による一括調達等を引き続き推進し、より競争性の高い調達に取り組みました。同時に、経理担当者会議を年5回開催することで、経費削減等に関する周知徹底等を図り、経費のより効果的・効率的な執行に努めた結果、早急に対処すべき案件に対して経費を有効に活用することができました。

また、「予算編成等の在り方の改革について」に基づき平成22年2月に設置した「財務省予算監視・効率化チーム」において、平成23年4月6日に策定した「平成23年度財務省予算執行計画」に基づき計画的な予算執行を行い、財務省の事業の実態把握、当該実態の国民への積極開示及び納税者視点での検証のため、行政事業レビュー対象事業について財務省予算監視・効率化チームによる点検の所見をとりまとめ、その際得られた結果を適切に予算要求へ反映しました。（<http://www.mof.go.jp/procurement/approach/team/index.htm>）

（新）○業績指標 組5-1：財務省予算監視・効率化チーム会合の開催状況（単位：回）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
開催回数	—	—	—	7	4	N.A

(出所) 大臣官房会計課調

(注1) 平成23年度実績値は、24年7月以降にデータが確定するため、平成25年度実施計画に掲載予定。

(注2) 財務省予算監視・効率化チームは平成22年2月に設置されたため、21年度以前の実績はない。

④ 施策 組5-8：随意契約の見直し

[平成23年度実施計画]

随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づきこれまで可能なものから順次、公共調達の競争性及び透明性を確保し、真にやむを得ないものを除き、競争契約に移行しているところです。平成23年度においても、引き続き競争契約への移行を進めるとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

また、同見直し計画においては、競争契約への移行期間を平成23年度までとしていることから、引き続き重点的に進める施策として取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

競争性のない随意契約は、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争性の高い契約方式（一般競争入札等）に順次移行してきたところですが、平成23年度をもって、真にやむを得ないものを除き、すべての契約を競争性の高い契約方式に移行しました。

なお、競争性のない随意契約とした契約の説明責任を果たすために、競争性のない随意契約にやむを得ずよらざるを得ない場合には具体的かつ詳細な理由等を平成23年度においても四半期ごとに財務省のホームページ上で公表しました。（<http://www.mof.go.jp/procurement/approach/zuikei/index.htm>）

◎業績指標 組5-2：契約案件のうち、競争性のない随意契約で契約した案件の割合の推移 (単位：%)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標	実績値
件数ベース	19.8	17.3	12.2	11.8	12程度	N. A.
金額ベース	39.9	40.6	19.2	25.3	18程度	N. A.

(出所) 大臣官房会計課調

(注1) 少額随契は除く。

(注2) 平成23年度実績値は、24年7月以降にデータが確定するため、今後下記のホームページにて公表予定。

財務省における随意契約の見直し状況 (http://www.mof.go.jp/procurement/approach/zuikei_review/index.htm)

④ 施策 組5-9：行政改革の推進

[平成23年度実施計画]

これまでに政府においては、「行政改革の重要方針」等に基づき、特殊法人等改革、行政事務の電子化、規制改革、政策評価制度の導入など、行政改革の取組が進められました。平成18年6月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が施行され、この法律等に基づく具体的な措置が取されました。

平成22年度において、独立行政法人については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」及び事業仕分けの評価結果等を踏まえた見直しが進められ、平成22年12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が定めされました。

政府関連公益法人については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」及び事業仕分けの評価結果等を踏まえた見直しが進められました。

規制・制度改革については、「規制・制度改革に係る対処方針」等を踏まえ、見直しが進められました。

財務省としても、このような政府全体の基本的な方針に沿って、見直しを進めてきたところです。平成23年度においても、引き続きこうした政府全体の基本的な方針に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、積極的に行行政改革に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

平成23年度、政府において、独立行政法人については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた見直しが進められました。財務省としては、所管

の独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局について簿価1,105百万円の不動産を不要資産として国庫納付をするなどの取組を行いました。

また、政府においては、事務・事業の見直しに続く改革の第二段階として、組織・制度の見直しの検討が行われ、平成24年1月、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。財務省としては、今後、同方針を踏まえ、所管の独立行政法人の制度・組織の見直しに取り組みます。

政府関連公益法人については、政府において、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）及び事業仕分けの評価結果等を踏まえた見直しが引き続き進められました。財務省所管法人では、不要・過大な資産の見直しとして、平成23年度、財団法人塩事業センター及び財団法人国有財産管理調査センターから、財務省の要請に基づき、それぞれ40,421百万円、203百万円が国庫納付されました。

規制・制度改革については、平成23年4月に「規制・制度改革に係る方針」が、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」が閣議決定されました。財務省においては、酒類の卸売業免許の要件緩和に係る見直しを行う等、これらの方針を踏まえ、改革に取り組みました。

なお、平成24年1月には、行政改革を政府一体となって実行するため内閣に行政改革実行本部が設置され、同年4月までに、国家公務員の新規採用抑制や公益法人等への支出の見直し等について検討が行われました。財務省としては、今後とも、同本部の議論を踏まえ行政改革に取り組みます。

（3）財政当局としての政策評価の活用

施 策 組5-10：予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

[平成23年度実施計画]

財務省は、財政当局として、予算編成、税制改正、関税改正、財政投融資編成の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

（注）この「平成23年度実施計画」は、平成23年度政策評価実施計画（23年3月策定、24年3月改訂）の「基本的考え方」（P163）を要約したものです。

[事務運営の報告]

① 予算編成 政策目標1－1（P123）参照。

② 税制改正 政策目標2－1（P160）参照。

③ 関税改正 政策目標5－1（P263）参照。

④ 財政投融資編成 政策目標3－2（P190）参照。

【事務運営のプロセスの改善に係る取組】

政策評価の作業に際して、政策評価室から政策所管部局に対し詳細な作業依頼を行うとともに、昨年度に引き続き「政策評価担当者会議」を開催し、各担当者に作業上の留意点等について説明を実施しました。これにより、各担当者の理解が深まるとともに政策評価室と政策所管部局との連携が強化された結果、問い合わせの減少や双方での調整がスムーズに運ぶなど、業務の効率化に資することとなりました。

5. 平成22年度政策評価結果の組織運営への反映状況

(1) 政策の改善

① 政策評価の着実な実施

政策評価の着実な実施に向けて、引き続き「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の意見等を踏まえつつ、評価の充実や国民に分かりやすい実施計画の策定、評価書の作成に努めました。（施策組5-1～組5-3参照）

② 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

イ 効果的・効率的な組織・定員管理

平成23年度においては、「平成22年度以降の定員管理について」における合理化目標に加え、業務見直し等の合理化を実施することにより、1,353人の定員合理化を実施しました。また、既存人員の振替、業務運営の効率化などを実施する一方、税関における治安対策の充実強化や国税庁における税制改正への対応など必要性及び緊急性が認められる重要な課題に対処するための要員を措置する等、メリハリある組織・定員管理を行うことができました。

ロ 経費の効果的、効率的執行

平成24年度予算においても、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算を確保しました。

執行については、経理担当者会議の開催を通じ、経費削減等に関する周知徹底等に努め、経費の効果的・効率的な執行に努めました。

特に、平成23年度においては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づき、真にやむを得ないものを除き、すべての契約を競争性の高い契約方式に移行するとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施しました。

ハ 行政事務・手続の簡素化・効率化等

「財務省行政効率化推進計画」に基づき、引き続き、公用車の削減、公共事業のコスト縮減など、行政コスト削減に関する取組を推進し、行政の効率化の向上に努めました。

二 行政改革の推進

政府全体の方針を踏まえ、関係省庁等と協力しつつ、積極的に行政改革に取り組みました。

③ 予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

イ 予算編成 政策目標 1－1（P132）参照。

ロ 税制改正 政策目標 2－1（P162）参照。

ハ 関税改正 政策目標 5－1（P267）参照。

ニ 財政投融資編成 政策目標 3－2（P197）参照。

（2）政策評価システムの運用の改善

目標の達成度をできるだけ定量的、的確に判断できるよう、「平成24年度政策評価実施計画」において、業績指標の見直し（新設3、廃止7）を行いました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（1）行政改革に関する政府全体の主な取組

平成 21年 7月	・平成22年度以降の定員管理について（閣議決定）
12月	・政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（閣議決定）
22年 6月	・規制・制度改革に係る対処方針（閣議決定）
12月	・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（閣議決定）
23年 4月	・規制・制度改革に係る方針（閣議決定）
7月	・規制・制度改革に係る追加方針（閣議決定）
24年 1月	・独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（閣議決定） ・行政改革実行本部の設置について（閣議決定）

（2）政策評価に関する国全体の主な取組

総務省ホームページに掲載の「政策評価制度に関する経緯」を参照。

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku.htm）

7. 今後の組織運営に反映すべき事項

企画立案に向けた提言

① 政策の改善

イ 政策評価の着実な実施

政策評価の着実な実施に向けて、引き続き「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の意見等を踏まえつつ、評価の充実や国民に分かりやすい実施計画の策定、評価書の作成等に努めます。

□ 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

(a) 効果的・効率的な組織・定員管理

平成24年度以降も、定員合理化に取り組み、その着実な実施を図るとともに、新たな行政需要等に対応するため、要員配置の重点化・効率化を図り効果的・効率的な組織運営に取り組んでいきます。

(b) 経費の効果的、効率的執行

平成24年度以降も、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努め、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、予算執行についても、財務省予算監視・効率化チームの定例会合等の開催を通じ、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上に努めていきます。

(c) 公共調達の適正化

「公共サービス改革プログラム」に基づき、効率化や成果の向上等、実質的な改善を重視する取り組みを行うとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

(d) 行政改革の推進

平成24年度以降も、政府全体の方針を踏まえ、関係省庁等と協力しつつ、積極的に行行政改革に取り組みます。

ハ 財政当局としての政策評価の活用

(a) 予算編成 政策目標1－1（P133）参照。

(b) 税制改正 政策目標2－1（P170）参照。

(c) 關税改正 政策目標5－1（P268）参照。

(d) 財政投融資編成 政策目標3－2（P213）参照。

② 政策評価システムの運用の改善

目標の達成度をできるだけ定量的、的確に判断できるよう、業績指標の適切な設定等について、引き続き検討を進めています。